

● 消費税の確定申告はお早めに!!

	申告、納税期限	口座振替日(振替納税ご利用の方)
消費税及び地方消費税	3月31日(木)	4月25日(月)

申告所得税の口座振替日は、**4月20日(水)**です。

※ 振替納税をご利用の方は、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。

【 申告を間違えたときなどの手続 】

○ 税額を多く申告していたとき(更正の請求)

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。この更正の請求をする場合は、税務署又は国税庁ホームページに用意してある「更正の請求書」に既に申告した金額と訂正すべき金額などを記入して、所轄の税務署長に提出してください。

更正の請求ができる期間は、原則として、確定申告書提出期限から1年以内です。

○ 税額を少なく申告していたとき(修正申告)

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正してください。この修正申告をする場合は、税務署に用意してある申告書B第一表と第五表(修正申告書・別表)に、既に申告した金額と修正すべき金額などを記入して提出してください。修正申告をしたり、税務署から更正を受けたりすると、新たに納めることになった税額のほかに、過少申告加算税又は重加算税や延滞税がかかる場合があります。

◆ 補助金活用セミナー・個別相談会のご案内 ◆

昨年度に引き続き、今年度も「小規模事業者持続化補助金」の公募が始まりました。伊賀市商工会では、制度の概要説明他、経営計画書や申告書の作成に向けてのセミナーを開催します。詳細は別添チラシをご覧の上、この機会に是非ご参加ください。

日 時: セミナー 第1回 平成28年4月12日(火) 19:00~21:30
第2回 平成28年4月15日(金) 19:00~21:30
個別相談会 平成28年4月27日(水) 13:30~16:30

場 所: 伊賀市商工会館 研修室(伊賀市下柘植723-1)

定 員: 15名(定員になり次第締め切り)

講 師: みえみらい法務事務所 行政書士 中道 登子 氏

※ 参加ご希望の方は別添申込書にて、4月7日(木)までにお申し込み下さい。



記帳継続指導事業所募集

事業所得を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されています。青色申告って何? 帳簿はどうつけたらよいの? 複式簿記って何? など、初めて青色申告を始められる方の疑問に専門指導員(委嘱税理士)と本会担当職員が、日々の記帳から青色決算・所得税確定申告まで親切にお答えいたします。また、経理ソフトを使ったパソコンによる記帳もお手伝いしています。お気軽に最寄りの支所担当職員までご相談ください。



リーガルサポートシステム(企業法務専門支援員制度)のご案内

商工会では弁護士資格を持つ企業法務専門支援員を常時設置し、会員の皆様からの法律相談に無料で応じる制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談(事業以外の相談も可)まで、気軽にご利用ください。相談予定日は毎月第一金曜日です。

次回相談予定日 平成28年4月1日(金) 午前10時~午後4時

■ ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所まで事前にお申し込みください。

消費税法改正等のお知らせ

1 消費税率及び地方消費税率の引上げ等

消費税率及び地方消費税率の8%から10%への引上げ時期が、平成29年4月1日とされました。引上げ後の税率(10%)は、平成29年4月1日(適用開始日)以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用され、適用開始日に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物には、改正前の税率が適用されます。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

総額表示義務の特例措置の延長

消費者向けの価格表示については、消費税法において、税込価格を表示(総額表示)することが義務付けられていますが、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例(総額表示義務の特例)が消費税転嫁対策特別措置法により設けられています。

消費税率の引上げ時期の変更にあわせ、消費税転嫁対策特別措置法が改正されました。これにより、総額表示義務の特例の適用期限が、平成29年3月31日から平成30年9月30日まで延長されました。

2 輸出物品販売場制度の見直し(適用開始時期:平成28年4月1日以後)

手続委託型輸出物品販売場制度の創設

事前承認港湾施設内における輸出物品販売場に係る届出制度の創設

3 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し(適用開始時期:平成27年10月1日)

「電気通信利用役務の提供」と内外判定基準の見直し

課税方式の見直し(「リバースチャージ方式」の導入)

登録国外事業者制度の創設(適用開始時期:平成27年7月1日)

4 芸能・スポーツ等の役務の提供の課税方式の見直し(適用開始時期:平成28年4月1日以後)

「特定役務の提供」

課税方式の見直し(「リバースチャージ方式」の導入)

全国健康保険協会
三重支部からのお知らせ

平成28年度の健康保険料率が変わります (介護保険料率は据え置き)

協会けんぽの健康保険料率が引下げられます。介護保険料率は変わりません。変更後の健康保険料率は、3月分(4月納付分)から適用されます。

	現行		平成28年3月分~
健康保険料率	9.94%	→	9.93%
介護保険料率	1.58%	→	据え置き



傷病手当金・出産手当金の計算方法が変わります

傷病手当金・出産手当金の給付金額(1日あたり)の計算方法について、平成27年度健康保険法改正が行われました。平成28年4月から、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給されます。

平成28年3月31日までの支給金額【休んだ日の標準報酬月額】÷30日×2/3

↓
平成28年4月1日からの支給金額【支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額】÷30日×2/3



次回の 会員一斉訪問実施予定日は 4月13日(水) です



当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。13日にお伺いできない場合は15日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所(☎45-2210)までお願いいたします。

《貸付金利の状況》

(平成28年3月1日現在)

日本政策金融公庫	普通貸付	1.25%~2.70%	↘
	経営改善貸付(無担保・無保証人)	1.15%	→
三重県融資制度	小規模事業資金(第三者保証不要・別途保証料)	1.60%	→
商工貯蓄共済制度	一般(保証料不要)	1.675%~2.075%	→
	保証協会保証付(別途保証料)	1.55%	→